

2021年1月12日

お客さま各位

富山信用金庫

大雪で被災された皆さまへのお知らせ

この度の2021年1月7日からの大雪により被害に遭われた皆さまには心からお見舞い申し上げます。

この大雪により、砺波市、小矢部市、南砺市内の被災者の方々に対し、災害救助法が適用されました。当金庫では、災害救助法が適用された地域で、大雪の被害に遭われたお客さまの預金払い戻し等について下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

以下のようなご事情の方につきましては、各営業店の窓口にお申し出ください。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻いたします。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻いたします。
- (3) ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。
また、当該預金等を担保とすること融資をいたします。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう交渉いたします。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載および取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えをいたします。
- (7) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案し融資相談を柔軟にお受けいたします。
また融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
なお、とみしんB&Lコンサルティングスクエア（富山市今泉西部町）では、平日10時から18時まで、土曜日・日曜日は10時から16時まで営業し、ご融資の相談等を受け付けております。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応いたします。
- (9) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いといたします。

以上